

■参議院予算委員会 2022年10月19日 岸田総理の答弁

御指摘のように、昨日、宗教法人の解散命令の要件として、東京高等裁判所が示した刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範について民法上の不法行為は入らないと答弁いたしましたのは、この決定の内容についてのお尋ねがありましたので、これまでの考え方を説明したものであります。これまでは、高等、東京高等裁判所決定に基づき、刑法等の実定法規の定める禁止規範又は命令規範は、刑法など罰則により担保された実定法規が典型例と解してきたところであります。

この点につきまして、政府におきましても、改めて関係省庁集まりまして議論を行いました。そして、昨日の議論も踏まえまして改めて政府としての考え方を整理をさせていただきました。御指摘のこの高等、東京高等裁判所の決定、これはオウム真理教に対する解散命令という個別事案に沿って出されたものであります。

一方、この旧統一教会については、近時、法人自身の組織的な不法行為責任を認めた民事判決の例があることに加えて、法務省の合同電話相談窓口にも多くの相談が寄せられ、中には、法テラスや警察などに紹介されていることを踏まえて報告徴収・質問権の行使の在り方について詰めの作業を行っているところでもあります。

よって、政府としましては、今後、これらの事実関係を十分分析の上、東京高裁決定に示されている内容を参考に、行為の組織性や悪質性、継続性などが認められ、宗教法人法に定める、法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為又は宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたと考えられる場合には、個別事案に応じて解散命令の請求について判断すべきであると考えております。

よって、政府の考え方、整理をした上で、行為の組織性や悪質性、継続性などが明らかとなり、宗教法人法の要件に該当すると認める、認められる場合には、民法の不法行為も入り得るという考え方を整理をした次第であります。改めてこの政府の考え方、整理した上で答弁をさせていただきます。

出典：2022年10月19日参議院予算委員会速記録より仁比聡平事務所作成

2022年10月27日 参議院法務委員会 提出資料① 日本共産党 仁比聡平

旧統一教会の法的責任を認めた判決の状況

	H5 (1993)	H10 (1998)	H15 (2003)	H20 (2008)	H25 (2013)	H30 (2018)
				H21 コンプラ宣言	H27 名称変更	
名称変更(27)前	H6.5.27 福岡地判/H8.2.19 福岡高判/H9.9.18 最高判【使用者責任】 H8.12.3 高松地判/高松高裁で和解【使用者責任】 H9.4.16 奈良地判/H11.6.29 大阪高判/H12.1.21 最高決【1審は不法行為責任を認定するも、2審は使用者責任とし、最高裁で確定】 H9.10.24 東京地判/H10.9.22 東京高判/H11.3.11 最高判【使用者責任】 H10.6.3 岡山地判/H12.9.14 広島高判/H13.2.9 最高決【使用者責任】 H11.12.16 福岡地判/H13.3.29 福岡高判/H13.10.16 最高決【使用者責任】 H13.6.29 札幌地裁/H15.3.14 札幌高裁/H15.10.10 最高決【使用者責任】 H13.11.30 大阪地判/大阪高裁で和解【使用者責任】 H14.8.21 東京地判/H15.8.28 東京高判/H16.2.26 最高決【使用者責任】 H14.10.25 京都地判/大阪高裁で和解【使用者責任】(不法行為責任を否定) H14.10.28 新潟地判/H16.5.13 東京高判/H16.11.12 最高決【1審は不法行為責任を認定するも、2審は使用者責任とし、最高裁で確定】 H18.10.3 東京地判/H19.7.12 東京高判/H20.2.22 最高決【使用者責任】(不法行為責任を否定) H19.5.29 東京地判/東京高判で和解【使用者責任】(不法行為責任を否定) H20.1.15 東京地判/H20.9.10 東京高判【使用者責任】 H22.3.11 福岡地判/H23.1.21 福岡高判【使用者責任】(不法行為責任を否定) H22.12.15 東京地判/H23.11.16 東京高判【使用者責任】 H23.2.28 福岡地判/H24.3.16 福岡高判【使用者責任】(不法行為責任を否定) H24.3.29 札幌地判/H25.10.31 札幌高判【使用者責任】 → H26.3.24 札幌地判 H27.10.16 札幌高判【使用者責任】 → H21.8.26 H28.1.13 東京地判 H28.6.28 東京高判【不法行為責任】 ※最終不法行為日 → H22.11.29 → H29.2.6 東京地判 H29.12.26 東京高判【不法行為責任】 ※最終不法行為日 → H27.12.30 → R2.2.28 東京地判 R2.12.3 東京高判 ※最終不法行為日 H25 R3.3.26 東京地判 (控訴不明) ※最終不法行為日 【賠償命令※根拠条文不明】 ※R3.3.27 読売新聞記事による					
刑事判決						H21.11.10 東京地判「新世」判決 (特定商取引法違反)

3-1 福岡地裁平成6年5月27日判決「統一協会献金違法判決」*注3

(判例時報1526号121頁、判例タイムズ880号247頁、解説として日弁連消費者問題ニュース41号2頁)

統一協会の信者らによる献金勧誘行為が違法であるとして統一協会に使用者責任を認められた事例

3-2 福岡高裁平成8年2月19日判決

(判例集未登載、解説として日弁連消費者問題ニュース、7頁)

3-1の控訴審判決で、統一協会の控訴が棄却された事例

3-3 最高裁平成9年9月18日判決 (判例集未登載)

3-2の上告審判決で統一協会の上告が棄却された事例

統一協会がその信者らを駆使して行ってきた靈感商法に関する初めての判決。

判決は、信者らの献金強要行為の違法性について次のように判断し、統一教会の使用責任を認めている。

「一般に特定宗教の信者が存在の定かでない先祖の因縁や霊界等の話を述べて献金を勧誘する行為は、その要求が社会的にみても正当な目的に基づくものであり、かつ、その方法や結果が社会的通念に照らして相当であるかぎり、宗教法人の正当な宗教活動の範囲内にあるものと認めるのが相当であって何ら違法ではないことはいうまでもない。しかし、これに反し、当該献金勧誘行為が右範囲を逸脱し、その目的が専ら献金等による利益獲得にあるなど不当な目的に基づいていた場合、あるいは先祖の因縁や霊界の話等をし、害悪を告知して殊更に相手方の不安をあおり、困惑に陥れるなどのような不当な方法による場合には、もはや当該献金勧誘行為は、社会的に相当なものといえなく、民法が規定する不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない」

判決は、統一協会信者らが行った献金強要行為について、次のような理由から統一協会の使用責任を認め、次のように判示している。

「非営利団体である宗教法人の信者が第三者に損害を与えた場合に、その信者が右宗教法人との間に被用の地位にあると認められ、かつ、その加害行為が宗教法人の宗教活動などの事業の執行につきなされたものであるときは、右宗教法人は右信者の加害行為につき民法715条に定める使用者責任を負うものと解するのが相当である。なぜなら、宗教法人に民法715条の適用を排除する合理的理由はなく、また、代表役員その他の代表者の行為による宗教法人の損害賠償責任を定めている宗教法人法11条の規定も宗教法人につき民法715条の適用を排除するものとは解されないからである」

出典：日本弁護士連合会1999年3月26日意見書

「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」より抜粋

2022年 10月27日 参議院法務委員会 提出資料③-1 日本共産党 仁比聡平

6 高松地裁平成8年12月3日判決「統一協会献金違法判決」(判例集未登載/高裁で和解) *注5

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任を認めた事例

高松地裁は次のような理由で統一協会の使用者責任を認めている。

「特定宗教の信者が自己の属する宗教団体への献金を勧誘する行為も、その目的、方法、結果から判断して、社会通念上相当と認められる範囲を超える場合には、民法の不法行為との関連において違法の評価を受けるものといわなければならない。」

「勧誘すべき人数につき一定の目標を定め、珍味の訪問販売をきっかけに訪問先の相手を被告の信者らが主催する講演会等に誘い出し、被告の名を明かさず、家系図調査と称して家系、悩み事等を、さらに、環境浄化と称して財産状態を詳細に聞き出し、これらの情報をもとに被告の信者らの間で獲得する献金の目標額を決め、周囲の信者から「先生」と呼ばれるリーダー格の信者が、右目標にしたがって、事前に得た情報を利用して献金の勧誘をするという一連の流れが認められ、これら一連の行為は献金獲得に向けられた組織的、計画的行為と認められること、献金の直接の勧誘行為は、前記認定のとおり、原告の入会の意味も十分確認しないまま、予め得た情報を利用して、その不安をあおり、執拗に多額の献金の即決を迫る方法でなされていること、原告が献金を承諾した翌日には、信者らが迎えに行ったうえ、預金の引き下ろしなどの諸手続から献金が終わるまで終始付き添い、原告に熟慮の機会を与えていないこと、右勧誘は被勧誘者の出捐しうる金額全部を献金するよう勧めるなどの基本姿勢の下に行われており、現実にも右のような勧誘の結果原告によりなされた献金は600万円と多額で、原告の預金のほぼ全額であることなどの諸事情を総合すれば、被告の信者らが行った前記一連の勧誘行為は、その目的、方法、結果において、社会的に相当と認められる範囲を逸脱しており違法性を帯びる」

また同判決は使用者責任について次のように判示している。

「民法715条における「使用」関係とは、使用者と被用者との間に実質的な指揮監督の関係があることを意味するものと解されるが、実質的な指揮監督の関係が認められれば、必ずしも使用者と被用者との間に有効な契約関係が成立していることを要しないものと解される。また、使用者の「事業」の範囲については、使用者の本来の事業のほか、その付随的業務とみられるもの、さらに不当な事業執行についてもこれに含まれるものと解すべきである。そして、被用者の行為が事業の執行につきなされたものかどうかは、事業の執行についての被用者の行為の外形から判断するのが相当である。」

出典：日本弁護士連合会1999年3月26日意見書

「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」より抜粋

2022年 10月27日 参議院法務委員会 提出資料③-2 日本共産党 仁比聡平

これを本件についてみると、前記認定事実に前掲各証拠及び弁論の全趣旨を総合すれば、本件献金勧誘行為当時、被告とは別に被告の信者団体があり、大西らは右信者団体の活動として行動していたものではあるが、一方、被告は既に信者となっている者の親族に対する教育活動と被告の協会を自発的に訪れた者に対する伝道活動を除けばあらたな信者を獲得するための独自の布教活動を行っておらず、右布教活動は専ら信者団体により行われていること、信者団体は被告の教義を伝道し、同時にできるだけ多くの献金が被告になされることを目的として活動していたものであり、しかも右団体の構成員である大西ら被告の信者の多くは献金をさせること自体が被告の教義達成のための手段であると認識していて、伝道活動と献金勧誘行為とは密接に関連していること、勧誘の結果としての献金は被告に帰属し、被告の事業の財源となっていることが認められ、以上の事実からすれば、右信者団体の活動が被告の意向と無関係に行われているとは考えられず、被告は右信者団体を通じて伝道及び献金勧誘に際して違法な行為がなされないよう信者らを指揮、指導できる立場にあったものと認められ、また、本件の信者らの行為を勧誘される相手方から外部的客観的にみれば、被告の信者らが被告の教義の実践として被告の利益獲得のために組織的計画的に遂行する行為と認められるから、右のいずれの要件も充足するものというべきである。

7 奈良地裁平成9年4月16日判決「統一協会献金違法判決」(判例時報1648号108頁、判例解説につき民事法情報132号48頁) *注6

統一協会信者による靈感商法と同一の方法による入会や献金の強要に関し、統一協会に対し、使用者責任ではなく、民法709条の直接不法行為責任を認めた事例

奈良地裁判決は、福岡判決、高松判決を一步進め、統一協会について、715条の使用
者責任ではなく、709条の不法行為責任を認めた初めての判決である。

「被告(統一協会)とその信者組織とは、当然のことながら後者は前者の構成員から成り立っており、人事面での交流もあること、被告は、これまで被告の教義に基づく実践として、組織的に物品販売活動等による資金集めを精力的に行ってきたものであり、その過程において、被告と被告の信者組織との区別が明確であったとはいえないこと、被告の伝道方法等についてはマニュアルが存在し、ほぼ全国共通の方法がとられていることが認められる。

そして、本件で問題となっている献金勧誘行為は、被告の教義内容に照らして被告の宗教的活動としては最も基本的かつ重要なものであり、実際、被告は、信者を介して集めた献金を受け入れていたことからすれば、本件献金勧誘行為については、被告が被告の活動として行ったものであるといえる」とした上で、

「(統一協会)への入会や献金の勧誘の過程においても靈感商法における同一の方法が用いられ」「(統一協会の)献金勧誘システムは、不公正な方法を用い、教化の過程を経てその批判力を衰退させて献金させるものと言わざるを得ず、違法と評価するのが相当である」と判示した。

出典：日本弁護士連合会1999年3月26日意見書

「反社会的な宗教的活動にかかわる消費者被害等の救済の指針」より抜粋

2022年 10月27日 参議院法務委員会 提出資料③-3 日本共産党 仁比聡平

「旧統一教会」問題合同電話相談窓口

- 令和4年9月5日より直通の専用回線(フリーダイヤル：0120-090590)を設け、電話により相談対応を実施

合同電話相談窓口における受付状況

	9/5	9/6	9/7	9/8	9/9	9/12	9/13	9/14	9/15	9/16	9/20	9/21	9/22
受付相談件数	155	197	215	229	206	143	137	133	144	115	96	84	98



全体の動向

○ 相談実績

受付相談件数 1,952件(累計)

旧統一教会関係の相談		旧統一教会関係以外の相談																
① 金銭的トラブル	919	② 身体的被害及びその危険、行為の強制	43	③ 生活苦	30	④ 誹謗中傷・嫌がらせ	38	⑤ 個人情報・の悪用	16	⑥ 心の悩み(心の健康に関する問題も含む)	101	⑦ 親族間の問題	170	⑧ 行政に関する相談	256	⑨ その他	263	432

※ 相談内容が複数ある場合は重複して計上しているため、受付相談件数とは一致しない。

○ 相談者の年齢

成年(18歳以上)	96.5%	未成年	0%	不明	3.5%
-----------	-------	-----	----	----	------

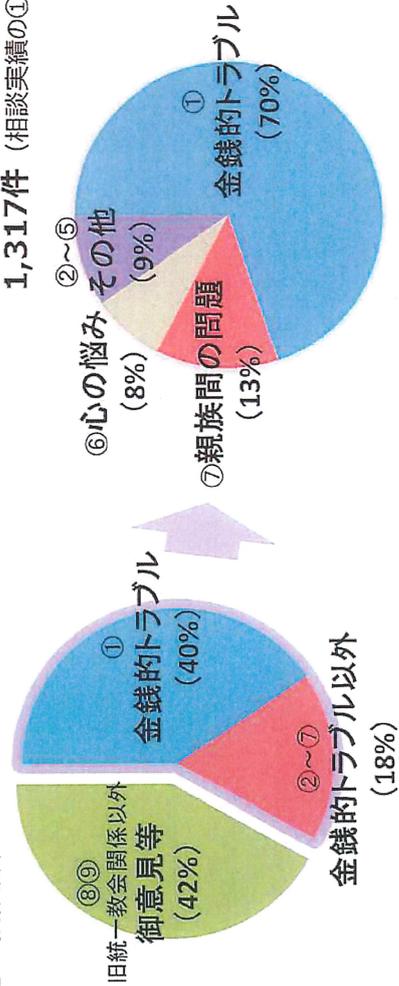
○ 相談者の性別

男性	43.2%	女性	56.4%	不明	0.4%
----	-------	----	-------	----	------

○ 合同電話相談窓口からの紹介先

紹介先	件数	割合
法テラス	736	64.3%
消費者ホットライン	93	8.1%
警察	84	7.3%
よりそいホットライン	75	6.6%
行政相談センター	38	3.3%
法務局(人権相談)	33	2.9%
生活困窮者自立支援機関	20	1.7%
その他	66	5.8%

○ 相談類型



金銭的トラブル（919件）

○ 直近の金銭支出時期

1年以内	18%
2～5年以内	7%
6～10年以内	10%
11～20年以内	14%
20年越え	37%
不明	14%

○ 相談例

- ・ 信者であった10年間、祝福結婚、先相解怨などの名目で、数百万円から10万程度の献金を多数回繰り返してきたが、取り戻せるか。
- ・ 信者である家族が、これまで1億円を超える献金をしたため、自己破産したほか、私はその家族のために借入れもしている。返金を求めたい。
- ・ 信者である家族は、ここ数年1,000万円弱の献金をするため、生命保険を担保に借金し、公共料金を支払えていない。どうしたら良いか。
- ・ 私は信者でないが、数年前、除霊のためと言われて壺を買って健康食品等も購入した。返金を求めたい。

○ 相談主体

信者	元信者	親族	知人等	不明
7%	24%	48%	18%	3%

○ 金銭支出の目的※

物品	献金※※	役務	不明
58%	46%	6%	11%

※ 同一の相談での対象が複数の場合は重複して計上。

※※ 献金や寄付の相手方が特定されずに、一方的に財産を放棄したと考えられるような相談事例は見当たらなかった。

○ 金銭支出の経緯

霊感商法的言動	強要的言動	不明
33%	3%	64%

○ 相談者又は金銭支出者の状況

生活保護	自己破産	年金費消	預金消失	不明
0.4%	1.3%	1.2%	12.2%	84.9%

金銭的トラブル以外の相談例（398件）

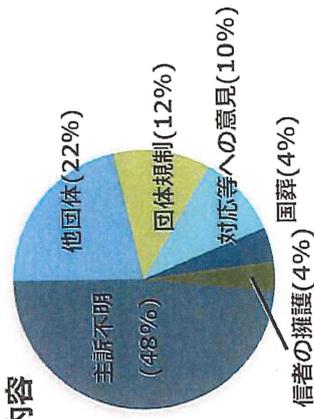
- ・ 2世信者であるが、幼少期からの環境等によりうつ病を発症したので医療機関などを紹介してほしい。
- ・ 2世信者であるが、家族から離れて暮らしたい。独立したい。
- ・ 信者である配偶者に自分の年金を献金につき込まれ、生活が苦しい。
- ・ 退会しようとしたところ、脅迫のような行為を受けた。

御意見等（951件）

○ 類型

⑥行政に関する相談	④その他	旧統一教会関係以外の相談
27%	28%	45%

○ 内容



第2回会議・取りまとめ概要(案)

1) 金銭的トラブルに関する相談対応の強化

- 相談集中強化期間中の相談内容は、**金銭的トラブルが多数**。
- 紹介先の窓口として、「法テラス」が大多数を占めたほか、「消費者ホットライン」や「警察」も一定数あった。
 - ⇒ 法的に複雑な問題を含むものが多く、**法律の専門家による助力が不可欠**。
 - ⇒ **消費者行政の一層の推進**、**警察による適切な関与**も必要。
- これらを踏まえ、
 - **総合法律支援体制の充実・強化**
 - **日本弁護士連合会との連携強化**
 - **適切な消費生活相談対応**
 - **適切な警察相談対応・違法行為の取締り**
 等を一層推進する。

2) 精神的な支援等の充実、こどもの救済

- 相談集中強化期間中の相談内容等には、**信者の家族や2世信者について、親族間の問題、心の悩みや生活困窮を訴えるものも一定数存在**。
- 紹介先の窓口として、「よりそいホットライン」や「生活困窮者自立支援機関」もあり。
 - ⇒ **孤独・孤立、心の問題や生活困窮に関する支援**
 - ⇒ **学校生活を含む、こどもに対する支援**が必要。
- これらを踏まえ、
 - **孤独・孤立対策のためのチャットボットの充実**
 - **精神保健福祉センターによる**
 - **精神科医療機関の紹介対応の推進**
 - **生活困窮者への自立支援の推進**
 とともに、「こども」の心理的・福祉的支援の観点から、
 - **スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携・支援やスクールカウンセラーによる心のケアの推進**
 - **市町村及び児童相談所における虐待対応の周知**
 - **こどもの人権擁護活動の強化**
 等を強力に推進する。

3) その他の全般的対策

- 霊感商法等に関する**消費者教育の取組強化**による被害の未然防止（手口や対処法に関する各種教材の充実等）。
- **現行法を活用した国民向けの分かりやすい法的整理（Q&A）**を発信・周知する。
- これを含めた相談のノウハウ等に関して**各種研修を充実**させる。
- 関係省庁間で「相談内容が宗教に関わることのみを理由として**消極的な対応をしないこと**」等を**確認（申合せ）**。
- 申合せをも踏まえ、関係省庁において**必要な通知文書を発出**する。
- 相談集中強化期間を延長し、**合同電話相談を継続**する。

【機密性○(取扱制限)】

平成 年度収支計算書

(収入の部)

(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1.宗教活動収入				
2.資産管理収入				
3.雑収入				
4.繰入金収入				
5.貸付金回収収入				
6.借入金収入				
7.特別預金取崩収入				
8.預かり金収入				
当年度収入合計 (A)				
前年度末現金預金 (B)				
収入合計 (C) = (A) + (B)				

平成 年度収支計算書

(支出の部)

(平成 年 月 日～平成 年 月 日)

科 目	予 算 額	決 算 額	差 異	備 考
1.宗教活動支出				
2.人件費				
3.繰入金支出				
4.資産取得支出				
5.借入金償還支出				
6.特別預金支出				
7.預り金支出				
8.予備費				
当年度支出合計 (D)				
当年度末現金預金 (E)				
支出合計 (F) = (D) + (E)				

事業に関する書類

令和 年 月 日 現在

- 1 名称
- 2 事業所の所在地
- 3 事業の内容
- 4 法令による許認可等
許認可等行政庁名
許認可等年月日
- 5 責任者氏名
- 6 従業員数
- 7 前年度の収支決算額
収入額（益金）
支出額（損金）
剰余金（純利益）
- 8 収益の使途